○経済産業省
環境省告示第二百十四号
国土交通省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、三菱重工交通機器エンジニアリング株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

1．変更する承認事業者の名称

新	旧
三菱重工交通機器エンジニアリング株式会社	菱重輸送機器エンジニアリング株式会社

2．変更年月日

平成21年２月１日

○経済産業省
環境省告示第二百十五号
国土交通省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、コベルコクレーン株式会社から、承認事業者の代表者の氏名を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

1．変更する承認事業者の代表者の氏名

新	旧
藍田勲	丹野宜弘

2．変更年月日

平成21年６月25日

○経済産業省
環境省告示第二百十六号
国土交通省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十一年八月二十一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十一年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ－48	アトラスコプコ ＸＬ660Ⅳ	アトラスコプコ株式会社	東京都港区芝二丁目13番４号　トーマス・オスタグレン

公　告

諸　事　項

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の35第２項の規定により、外国監査法人等として届出を行った者を次のとおり公示する。

平成 21 年 10 月 14 日　　金融庁長官　三國谷勝範

(1)

届出日　平成21年７月23日
名称又は氏名　アーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）
主たる事務所の所在地　香港　セントラル　ファイナンスストリート８　トゥーインターナショナルファイナンスセンター18階
役員の氏名　デヴィッド・サン、ジム・ハセット
設立年月　1979年６月
設立準拠法国　中華人民共和国香港特別行政区
財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等

名称	主たる事務所の所在地
セブンブレイズ・キャピタル・プリザベーション・ファンド-豪ドル建て元本確保型コモディティ・バスケット参照ファンド（2005-11）	（発行者の所在地）バーミューダ、ハミルトン　HM11、チャーチ・ストリート２番、クラレンドン・ハウス
セブン・リーブス・キャピタル・プリザベーション・ファンド-米ドル建て元本確保戦略アイビー・クララス（2006-09）	同上
セブン・リーブス・キャピタル・プリザベーション・ファンド-米ドル建て元本確保戦略マーリックス10（2005-02）	同上
セブン・リーブス・キャピタル・プリザベーション・ファンド-米ドル建て元本確保戦略マーリックス10（2005-05）	同上
トランスナショナル・オポテューニティーズ・ファンド・シリーズ	同上
日興プロテクティブ・ファンド・シリーズ-豪ドル建元本確保型商品指数連動ファンド（2004-06）	同上
日興プロテクティブ・ファンド・シリーズ-豪ドル建元本確保型商品指数連動ファンド（2004-08）	同上